令和７年度１月農業委員会定例会議事録

召集年月日　　令和８年１月１３日（火）
召集場所　　西伯郡伯耆町吉長３７番地３　　本庁舎３階大会議室
出席者　農業委員　　８名、最適化推進委員　１０名
　　事務局　　３名

１　開会宣告	午後３時００分
事務局長	これより令和７年度第１０回目の定例会を開催します。
２　会長挨拶	会長挨拶
３　議事録署名委員選任	議事録署名委員は、６番　安酸委員・７番　内藤委員にお願いします。
４　報告事項	
	【報告第１９号　農地法第３条の３第１項の規定による通知書について】
加川議長	報告第１９号、事務局長より報告をお願いします。
事務局長	報告１９号１番の朗読
加川議長	この案件につきまして、皆様の方から報告第１７号１番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第１９号１番、報告させていただきます。
	【報告第２０号　農地の転用に関する届出書について】
加川議長	報告第２０号、事務局長より報告をお願いします。
事務局長	報告２０号１番の朗読
加川議長	この案件につきまして、皆様の方から報告第２０号１番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第２０号１番、報告させていただきます。
	【報告第２１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書について】
加川議長	報告第２１号、事務局長より報告をお願いします。
事務局長	報告２１号１番～２１番の朗読
安酸委員	長谷川員の言われるとおりで、問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	この案件につきまして、皆様の方から報告第２１号１番～２１番について、何かご質問・ご意見はありますか。
妹尾委員	『新たな耕作者に貸し付け』ということで書いてありますが、これは貸した側と借りた側との話の具合でされている言葉ですか。
事務局	私の方から説明させていただきます。 富江地区で土地改良事業をしていまして、今現在借りている方から、たとえば賃借人Ａさんの場合ですと、農事組合法人のＢさんが新たに借りられます。 また賃借人Ｂさんの場合は、農業を辞められましたので、この度賃借人Ｃさんが新たに借りられるということで、双方で話合いが出来ている内容となっています。以上です。

事務局長	今、妹尾委員さんから質問がありましたが、ずっと前からこういう形です。
妹尾委員	以前からこの『新たな耕作者に貸し付け』という言葉が気になっていました。
事務局長	間違いないことだと思います。
妹尾委員	今はまだ新たな耕作者がわからないので、事務局でこの言葉を出すということですか。
事務局長	結局個人の都合とかいろいろあると思いますが、１回利用権設定をしたが、耕作出来なくなった場合、その農地をどうするのかということになるじゃないですか。 そこで次は別の方に貸すようになっているということであれば、新たな耕作者に貸すので合意解約をしますという理由で出しています。そういう意味です。 ですからその前の耕作者が病気になったから合意解約ということを書けばいいのではないかという方もあるかもしれませんが、そこで農業委員の方が気にしないといけないのは、その農地がどうなるのかということが一番重要です。
妹尾委員	そのことです。
事務局長	そのことを書いています。『新たな耕作者に貸し付け』をします。そのために、合意解約をしますということを書いています。そういう事です。
加川議長	よろしいですか。
妹尾委員	はい、わかりました。
加川議長	その他に、この案件につきまして何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	その他にないようですので、報告第２１号１番～２１番、報告させていただきます。
５　議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第２８号　農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局長より説明をよろしくお願いします。
事務局長	議案第２８号説明します。１番の朗読
加川議長	事務局長の説明が終わりましたが、１番の案件につきまして、畑委員説明をよろしくお願いいたします。
畑委員	事務局の方から非農地願いの話を聞きまして、これは現地を確認しておりません。 理由としましては、これは何十年と農地パトロールをして、この辺の農地を私は『Ｂ判定』としています。今更現況が『原野』『山林』となっていますので、復旧が困難ですし、山の中で現地まで確認しに行くことが困難です。 今、年に１回農地パトロールで、『Ｂ判定』としています。ここの辺りは全部『Ｂ判定』としていますので、現地確認をしていません。 南波委員さんに近くを通って、確認だけはしておいて下さいと言ってあります。 以上です。
加川議長	南波委員、何か補足説明がありますか。
南波委員	特にありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	補足説明は特にないようですので、この案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
加川議長	特に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

	この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第２８号の１番は承認されました。
加川議長	議案第２９号　農地法第３条の規定による許可申請の審議について、事務局長より説明をよろしくお願いします。
事務局長	議案第２９号説明します。１番～３番の朗読
加川議長	事務局長の説明が終わりましたが、１番の案件につきまして、長谷川委員説明をよろしくお願いいたします。
長谷川委員	１２月２４日に篠田委員、山中委員、安酸委員と事務局の方と現地を確認させていただきました。 今までもずっと耕作されていた譲受人に贈与する形です。 ２番目もいっしょに説明してよろしいですか。
加川議長	はい、お願いします。
長谷川委員	２番目は、先ほどの議案にもあったように、譲受人の方が今まで借りて耕作されていたところを今回譲渡人の方から贈与を受けられました。 譲渡人の方がなかなか農業をやっていけないということで、譲受人の方に譲られるという案件で、特に問題はなかったと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	これらの案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
加川議長	特に質問がないようですので、ひとつずつ採決したいと思います。 議案第２９号の１番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第２９号の１番は承認されました。
加川議長	続きまして議案第２９号の２番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第２９号の２番は承認されました。
加川議長	続きまして３番の案件につきまして、亀山委員説明をよろしくお願いいたします。
亀山委員	３番の案件ですが、１２月２３日に内田委員、仲田委員、事務局の方と、譲受人の方に案内していただいて現地確認をしました。 地図でご覧のとおり圃場整備がされてないところですので、非常に耕作しにくい農地だとは思っています。譲受人の方は１５～６年くらい前に、米子市から番原の方へ移転してこられて無農薬栽培の農業をしておられます。熱心にされていて、圃場の方もきちんと管理されておられましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	いっしょに現地確認されました委員の方、補足説明がありますか。
内田委員	亀山委員の言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	仲田委員、よろしいですか。
仲田委員	はい。
加川議長	３番の案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
加川議長	特に質問がないようですので、３番の案件の採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第２９号の３番は承認されました。

加川議長	議案第３０号　農地法第５条の規定による農地転用事業計画変更申請の審議について、事務局長より説明をよろしくお願いします。
事務局長	議案第３０号説明します。１番の朗読
加川議長	事務局長の説明が終わりましたが、１番の案件につきまして、皆様方から何かありますか。亀山委員は現地を見ておられますか。
亀山委員	土地は見ました。 まだ測量中の段階でした。建物はまだ出来ていませんでした。
事務局	堆肥舎とボイラー棟ということで、ボイラー棟はまだ建てられていませんが、堆肥舎の方は、建ててしまわれたということです。
内田委員	農業委員会として、賛成するということですか。
事務局長	そういうことです。
内田委員	変更について、賛成するかどうかということです。
事務局長	賛成するか反対するかはわかりません。審議をするということです。
内田委員	審議をするということですね。
事務局長	そのうえで、町の方も指導足らずだったかもしれませんが、事前に譲受人の方が建ててはいけない物を無断で許可なく建てられたので、それに対しては県の方からも町の方からも厳重注意をして、反省文を提出していただいたということで、今のところは済んでいます。これ以上の事をされると、いよいよ転用取り消しとか、そういった事に及ぶので、十分に言っておいていただければありがたいです。譲受人の会社の方の認識が薄いです。
内田委員	計画性がありません。
事務局長	計画性がないというか、譲受人の会社はなんでも出来ると思っておられるようです。
坂田委員	今、結構いろいろなこういった事前着工というのが非常に問題になっています。 テレビ等の報道で、外国の業者が山の中に家を建てたり、木の伐採が出来ないのに木の伐採をしたり、注目されています。 事前着工とかいろいろな事をもう少しチェックの方をお願い出来ればと思います。
事務局長	それはもちろんですが、気付いた時には建っています。 譲受人の会社をずっと毎日見に行くわけにもいきませんので、あとは内田委員に見てもらうしかありません。 ただ坂田委員が言われるのもすごくわかります。業者などが別荘を建てたりするのとはレベルが全然違います。
坂田委員	それはわかります。
事務局長	あれは環境負荷が相当高いです。山を勝手に伐採したうえに、開発協議とかいろいろ事をなしに行なっています。ここだと一応、転用を許可しましたが、違う物を建てたというようなところなので、それも似たような物を建てたということです。鶏舎か堆肥舎かの違いで、理由も堆肥舎が今ある分だと鶏を増やした分が間に合わないかも知れないので、一度にふたつの箇所で受け入れをすれば、うまく処理できると焼却施設も作って、環境負荷を減らしたいという前向きな考え方だとは思っていますが、許可がおりる前に建設されたので、そこだけ問題視しているところです。

坂田委員	今後個人でこういうことが、もしかしたらある可能性もありますので、十分それなりに気を付けないといけません。
事務局長	基本、どんな罰則がありますか。
事務局	法律としての罰則としては、農地法の違反転用は個人だと三百万円以下の罰金か、三年以下の懲役、法人だと一億円以下の罰金となっています。
加川議長	現況復旧もありませんか。
事務局	もちろんそれが適用になる前に、現況復旧というのがあります。 元通りにして下さいということです。
事務局長	家を建てたらそれを壊して元に戻して下さいということもあり得るということです。
加川議長	皆さん、もし気が付かれたらきちんと報告をして下さい。そのための農業委員会ですので。
事務局長	気付いた時には役場に情報提供をお願いします。あそこはああいうことをしているが、いいのでしょうかということで、報告をして下さい。
加川議長	二度とこういうことがないように、きちんと譲受人の方には認識をしていただきたいと思います。
加川議長	その他にこの案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第３０号の１番は承認されました。
加川議長	議案第３１号　農用地利用集積等促進計画（案）の審議に事務局長より説明をお願いします。
事務局長	議案第３１号　農用地利用集積等促進計画（案）の審議についてです。 議案第３１号－１　(農)岩屋谷農場の農用地利用集積等促進計画に関する案件、 資料番号１～１５３番朗読 議案第３１号－２　亀山英登氏の農用地利用集積等促進計画に関する案件、 資料番号２５０、２５１番朗読 議案第３１号－３　(農)伯耆の郷の農用地利用集積等促進計画に関する案件、 資料番号２７３～２８６番朗読 議案第３１号－４　木村修司氏の農用地利用集積等促進計画に関する案件、 資料番号３５３～３５５番朗読 議案第３１号－５　その他の者による農用地利用集積等促進計画に関する案件、朗読 本日は船森委員が欠席のため、議案第３１号－１は別に審議する必要がありませんので、亀山委員の案件、(農)伯耆の郷の案件、木村委員の案件の３つの案件を別途審議したいと思います。 まず亀山委員の案件から先に審議したいと思います。 その後で、その他の案件の審議をしたいと思います。
加川議長	議案第３１号－２の案件、資料番号２５０、２５１番に関する案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第３１号－２の案件につき

	まして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	特に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第３１号－２資料番号２５０、２５１番は承認されました。
加川議長	次の議案第３１号－３の案件、資料番号２７３～２８６番に関する案件につきましては、私が関係いたしますので、内藤職務代理、審議をお願いします。
加川議長	議長を交代します。内藤職務代理よろしくお願いいたします。
内藤職務代理	議案第３１号－３の案件、資料番号２７３～２８６番に関する案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
内藤職務代理	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第３１号－３の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
内藤職務代理	全員賛成、議案第３１号－３資料番号２７３～２８６番は承認されました。 議長を交代します。
加川議長	議案第３１号－４の案件、資料番号３５３～３５５番に関する案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第３１号－３の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	特に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第３１号－４資料番号３５３～３５５番は承認されました。
加川議長	議案第３１号－１　(農)岩屋谷農場の農用地利用集積等促進計画に関する案件、 資料番号１～１５３番 議案第３１号－５、その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用集積等促進計画（案）に関する案件の審議を一括して審議いたします。
加川議長	それ以外の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
内藤職務代理	４１ページの４０７～最後までの案件について、 地権者の名前でなくて、担い手育成機構の名前で借受けになっていますが、これはどういった状況でしょうか。
事務局	これは先ほど事務局の者から話があったところですが、富江の方で今圃場整備をしていまして、受け手が担い手育成機構になっているところは、担い手育成機構で貸付けを止めておいて、圃場整備後にまた担い手の方に貸し付けるという形です。 こういったことをすると、集団でまとまって中間管理機構経由で契約する場合、交付金等が出るような関係もありますので、このような形をとっているということです。
加川議長	今、工事中という事ですね。
事務局	はい、そうです。
事務局	ちょっと追加説明します。 工事が終わってからではなくて、途中で最後に借りる予定の人まで貸してあげるというような形を作っておくと、『促進費』というお金がありまして、事業が終わった後に、

	地元負担金がすごい金額になりますので、一応計画段階で所有者から貸手まで利用権設定、いったん今は担い手育成機構までですが、その最終の方まで利用権の設定をしておくと、地元の負担金にかかる『促進費』というのも出るという事でしたので、それが後でわかりました。それは来月か、再来月くらいの予定で、今度は中間管理機構から耕作予定者という人の分で、利用権設定の契約を出させていただく予定にしています。 公庫からお金を借りるようにしていて、食いつないでいく予定だったのですが、利息がものすごく高くなってしまって、当初予定していた財源では全く足りなそうになってきました。そこで『機構集積協力金』をもらって、あとは事業が完了した時に国からもらえる『促進費』を早めにもらって、地元の負担を減らしたいということで、このような形をとりました。県の方からそのように情報提供をしていただきましたので、こういった形でさせていただきました。以上です。
加川議長	皆さん、わかりましたか。よろしいでしょうか。 その他に皆様方から何かご質問等ありますか。
加川議長	その他に質問がなければ採決に入りたいと思います。上記の番号以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第３１号－１と３１号－５は承認されました。
加川議長	以上で、議案第３１号は全て承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
６　その他	
加川議長	皆様方の方から何かありますか。
加川議長	ないようですので、事務局の方から何かありましたらお願いします。
事務局長	事務局の方から２点ほど申し上げます。 １点目は、農業委員の改選つついてです。 今年の７月１９日をもって農業委員の方、８月９日をもって最適化推進委員の方の任期が来ます。 先日、溝口・岸本地域それぞれで、農事実行組合長会議がありましたので、そこで文書を１枚配布させていただきました。今年は農業委員の改選期に当たりますので、各集落からの推薦をお願いしますということで、旧村単位で１村当たり農業委員を１名、最適化推進委員を２名の推薦をお願いしますという簡単な依頼をしています。 実際のスケジュールから言うと、スタートは３月の中旬に、募集の案内を岸本地域は各実行組合長様、溝口地域につきましては各区長様に送る予定にしています。 特に説明をしたのは、こういう委員様を是非推薦してほしいということで、女性農業者、認定農業者、認定農業者に準ずる担い手農家、あと集落営農組織の役員の方ということでお願いをとりあえずしています。 ですので、もしかしたら農業委員の方に区長や実行組合長の方からこういう話があったが、どうするかと言った話があるかも知れませんが、その時は相談に乗ってあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 ２点目は、冒頭会長さんから『米に始まり、米に終わった』という話がありましたが、来年は農業新聞やテレビ等を見ますと、米がすごく余りそうな感じで報道されていま

	す。要は、今まで買っていた人が買わないということを言っているのかも知れませんが、全農はある程度の単価で買うという話をされているようです。 その単価は今年と同じと聞いています。その金額が２万２千円です。そこからプラスアルファで今年は９千円ありますが、来年はないのではないかと思います。 今日の農業新聞では、相当民間の米が余っているので、全農がいくら農家から買っても、ここから下に売る所がその値段で買わなかったら、全然買ってもらえません。 全農が農家にたくさんお金を払って、大赤字になるのではないかと書いてあります。 とにかく民間在庫が余っているうえに、さらに追い打ちをかけて、高市総理の発言で中国人が来ていないので、多分米の消費がどんと落ちていたはずですから、その辺はよく考えて動いた方がいいのかなというふうに思います。 昨年並みに作っても、米が同じような値段で売れるわけではないというように思います。ただ今年はまだ高く売れるかも知れませんが、再来年になると相当安くなると思います。今日の新聞に書いてあるのは、コロナ禍の時くらいに消費が落ち込むであろうということです。流通がそういうふうに下がるという事です。 ある程度の水準で買ってもらうように、農業委員会もがんばらないといけません。また県の農業会議も頑張ってもらいたいと思います。 以上です。
加川議長	その他に皆様方の方から何かありますか。
加川議長	ないようですので、以上をもちまして第９回の農業委員会定例会を終了いたします。
加川議長	次回の定例会は、２月１０日火曜日午前９時３０分から、本庁舎３階大会議室で行ないたいと思います。
７　閉会	午後３時４５分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第２７条の規定により署名する。

議事録署名委員

６番　安西愛明

７番　内藤陽徳